

## 契約単価の変更に関する特約条項

(特約の目的)

第1条 この特約は、契約書第7条に基づく条項として、契約単価に係る単価改定について、甲乙において公平かつ客観的な基準をあらかじめ定めることにより、適正な価格の取引と、単価改定の事務手続きに要するコストの縮減及び迅速化を図ることを目的とする。

(契約単価改定基準)

第2条 契約単価の改定基準は以下のとおりとする。

1 基準とする指標

一般財団法人経済調査会発行の「デジタル物価版」(以下「物価版」という。)に掲載される各品目の価格。

2 価格調査及び実施者

毎月1回(月の最後に発行される号)発行時に、甲が実施する。

3 改定単価

基準とする指標に対して、1円以上の増減があった場合に、当該増減額を改定前の単価に増減した価格を改定単価とする。

4 改定単価適用日

価格調査を実施した日の翌月1日以降納入分から適用する。

(契約単価改定の方法等)

第3条 甲は、前条による新たに改定単価を算出した場合、乙に通知する。

乙は、甲から通知された改定単価に異議がある場合は、通知の日から起算して14日以内に書面により申し立てるものとし、その場合の改定単価は甲乙協議とする。

第4条 物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変により、契約金額の単価が著しく不相当であると認められる場合は、前3条の定めにかかわらず、契約書第7条による契約単価を変更することが出来る。

以上